

川崎市総合自治会館団体ロッカー募集(更新)要項

- 1 利用期間 令和4年10月1日(土)～令和6年9月30日(月)
約2年間とします。(更新時、希望者多数の場合は抽選)
- 2 使用料 550円(月額)ただし6か月分(3,300円)を一括前納
- 3 募集期間 令和4年8月24日(水)～9月10日(土)(見学は窓口へ)
- 4 受付 上記期間中、会館窓口にて受付し、受付時に「受付番号」をお渡ししますので必ずお受け取り下さい。
- 5 抽選結果 令和4年9月15日(木)以降、川崎市総合自治会館HPに「受付番号」と決めたロッカー番号を発表します。(プライバシー保護のため)
- 6 応募方法 指定書式「団体ロッカー利用希望申込書」に、第1～希望等必要事項を記入して窓口へ直接提出
- 7 応募資格 利用者登録済みで、少なくとも毎月1回以上の当館利用を予定している団体等

※空きロッカーが生じた場合は、追加募集の実施も検討しております。

【重要】現在使用中のロッカー内荷物の取り出し、収納の取扱いについて

9月30日(金)までの取り出し、10月1日(土)以降の収納が原則となります。

現在使用中のロッカーが移動(変更)となる方のために、一時置場を9月29日(木)から10月2日(日)の間設定します。(その際、紛失・破損等が生じても責任は負いかねます。)

[一時置場の取扱いは次のとおりとします。]

ロッカーからの取出し期間：9月29日(木)から30日(金)16時まで

(9月30日(金)16時以降に会館で荷物の取り出しをおこないます)

ロッカーへの収納期間：10月1日(土)から2日(日)まで

※上記のことをお守りいただけない方は、ロッカーの使用を取り消す場合がありますのでご注意願います。

ただし、引き続き同じ番号のロッカーを使用する場合は取り出す必要はありません。

必ず、裏面の注意事項をよくお読みいただき、御理解の上お申し込みください。

【申し込みにあたっての注意事項】

※必ずお読みください。

○2年ごとの更新時には改めて募集を行い、応募者多数の場合は抽選となります。

次に掲げる事項は禁止事項となります。

- (1) 他の者への転貸し
- (2) 本会館施設の利用に関係のない物品の保管
- (3) 消防法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法等により規定される危険物等の保管
- (4) 液体・液状の物や濡れた状態の物、及び、生物や腐敗・腐食を招く物質、並びに単品で10キログラムを超える重量物等の保管
- (5) 直接営利行為に結びつく物品・道具の保管
- (6) 現金を含む有価証券物等の保管

次に掲げる事項に該当する場合は団体ロッカーの使用が解除となります。

- (1) 禁止事項に抵触した者
- (2) 3月の間、当館施設の利用がない場合。ただし、やむを得ない事由がある場合を除く
- (3) 使用目的の違反、不正行為による許可、又は公の秩序を乱し善良なる風俗を害し、若しくはそのおそれがあることなどにより使用許可の取り消しを受けた者
- (4) 川崎市総合自治会館インターネット予約システムの利用を停止された者、又は利用者登録を抹消された者

※使用を取消された場合、前納されている使用料は返還しません。

使用の取消により生じた損害は補償しません。